



平成 29 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社フジ
代表者名 代表取締役社長 尾崎 英雄
(コード番号：8278 東証第一部)
問合せ先 取締役上席執行役員
経営企画担当 松川 健嗣
(電話番号 089-922-8112)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 30 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、小売業とその関連事業を展開しており、経営ビジョン「中四国くらし密着ドミナント(※)」のもと、地域の豊かなくらしづくりと地域社会の発展に貢献できる企業集団を目指し、各社の有する経営資源を最大限に活用して、地域のお客様のくらしに密着した店舗及び事業の構築を推進しています。

(※ドミナント・・・一定の地域において、占有率を高め同業他社と比較して優位性を確保する戦略)

昭和 42 年 10 月に愛媛県宇和島市に第 1 号店を開設した当社は、昭和 43 年に愛媛県松山市、昭和 56 年に広島県広島市、その後高知県、山口県、香川県、平成 13 年の徳島県と中四国 6 県で 95 店舗(平成 29 年 10 月現在)を運営しております。この間、地域のお客様とのつながりを着実に拡大しながら、本年度節目の 50 周年の年を迎えることができました。

一方で、当社グループの事業を取り巻く環境は、競合他社の出店による競争の激化に加え、人口減少、少子高齢化の進行など厳しい状況にあります。当社グループはスーパーマーケット事業を中核事業と位置づけ、即食・中食需要への対応強化や、産地・製法にこだわった商品の提供など、競合他社との差別化を図っています。同時に、プライベートブランドの開発推進や他社との協業による輸入食材の販売など、お得さと美味しさを提供できる取り組みを進めています。

新規出店においては、売場面積 450～550 坪の食品スーパーを核としドラッグストアなどのテナントを導入した NSC(ネイバーフッドショッピングセンター)や売場面積 250～450 坪のよりお客様の生活圏に近い食品スーパーの単独出店を積極的に行い、既存エリアでのシェアの拡大や新規エリアの開拓を図っております。この新規出店に並行して、老朽化した店舗についてはより地域のニーズにマッチした機能を備えた店舗への建替えや既存店舗の改装も計画的かつ積極的におこない、顧客ニーズに合った魅力ある商品の品揃えやテナントの導入によりお客様の支持拡大を図っております。また、施設面では「安全・安心」「快適性」をテーマに休憩スペースなどを充実させ、お客様の立場にたった利便性の高い店舗づくりを進めております。

本資金調達は、当社グループの事業基盤の強化、事業領域の拡大に向けた施設の整備及び財務基盤の強化を目的とするものです。また、一部資金を当社の基幹店舗であるエミフルMASAKI(平成 20 年 4 月開設 延床面積 約 45,000 坪 店舗面積 約 25,700 坪)の信託受益権の取得費用(平成 29 年 10 月 10 日開示)に充当します。この信託受益権の取得により、機動的なテナントの入替えや設備の増改築が可能になり、損益及びキャッシュ・フローが改善する見込みです。

今後も当社グループは、フジを中心とする衣食住全般にわたる総合小売業を柱に、惣菜製造販売業や飲食業などを加えた幅広い事業の展開を通して地域のお客様に貢献し、成長し続けてまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,610,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 11 月 7 日(火)から平成 29 年 11 月 10 日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 29 年 11 月 14 日(火)から平成 29 年 11 月 17 日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 尾崎英雄に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 390,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から390,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 尾崎英雄に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 390,000株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 決 定 方 法 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成29年12月11日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成29年12月12日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 尾崎英雄に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社から当社株主から390,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、390,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成29年10月30日（月）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式390,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成29年12月12日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年12月5日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	35,300,560株	（平成29年10月30日現在）
公募増資による増加株式数	2,610,000株	
公募増資後の発行済株式総数	37,910,560株	
本件第三者割当増資による増加株式数	390,000株	（注）
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	38,300,560株	（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限8,368,230,000円について、平成31年2月期末までに全額を当社グループの設備投資資金に充当する予定です。

具体的には、設備投資資金の一部として、平成30年9月末までに店舗の新設(459百万円)に、平成30年11月末までに既存店舗建替(1,051百万円)及び平成30年7月末までに当社子会社である(株)フジマート四国の既存店舗建替(420百万円)に充当し、残額を平成30年3月末までにエミフルMA S A K Iの店舗の自社所有に関連する信託受益権の取得費用の一部に充当する予定です。

なお、当社グループの設備投資計画は、平成29年10月30日現在(ただし、既支払額については平成29年9月30日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月 (予定)	完了年月 (予定)	完成後の 店舗面積
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
(株)フジ フジ小郡店 (山口県山口市)	小売事業	店舗の 新設	227	1	増資資金、 自己資金 及び借入金	平成29年 8月	平成30年 2月	1,529 m ²
(株)フジ フジ波止浜店 (愛媛県今治市)	小売事業	店舗の 新設	233	—	増資資金	平成30年 5月	平成30年 9月	2,946 m ²
(株)フジ フジ宇和島店 (愛媛県宇和島市)	小売事業	店舗の 建替	1,056	5	増資資金、 自己資金 及び借入金	平成30年 1月	平成30年 11月	2,815 m ²
(株)フジ エミフルMA S A K I (愛媛県伊予郡松前町)	小売事業	店舗の 自社所有	9,500	—	増資資金、 自己資金 及び借入金	平成29年 10月	平成30年 3月	146,773 m ²
(株)フジマート四国 ABC上一万店 (愛媛県松山市)	小売事業	店舗の 建替	420	—	増資資金	平成29年 10月	平成30年 7月	1,050 m ²
合計			11,436	6	—	—	—	—

(注) 1. 「増資資金」は、今回の一般募集及び本件第三者割当増資による調達資金であります。

2. 上記金額には、消費税等を含めていません。

3. 当社子会社である(株)フジマート四国の設備投資資金への充当については、当社から当該子会社への融資を通じて行う予定であります。

4. エミフルMA S A K Iの着手年月は契約締結月であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載のとおり充当することにより、当社グループの事業基盤の強化及び事業領域の拡大に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、株主の皆様への適切な利益還元を行うことを経営の重要課題と位置付けております。安定的な利益を確保し、財務体質のより一層の健全化を図り、企業体質を強化するために内部留保の充実などを勘案しながら、株主の皆様への利益還元に取り組んでまいります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金は、競争力強化のため、店舗の新增設、既存店の改装等の設備資金及び財務体質の強化等に充当し、経営基盤の充実のため有効に活用いたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期
1株当たり連結当期純利益金額	84.87円	100.63円	136.42円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	15.00円 (7.50円)	15.00円 (7.50円)	15.00円 (7.50円)
実績連結配当性向	17.6%	14.9%	10.9%
自己資本連結当期純利益率	4.8%	5.4%	7.0%
連結純資産配当率	0.8%	0.8%	0.7%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益金額(又は連結当期純利益)を自己資本(連結純資産の部合計から新株予約権及び非支配株主持分(又は少数株主持分)を控除した額で期首と期末の平均値)で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期	平成30年2月期
始 値	1,714円	2,122円	2,024円	2,394円
高 値	2,280円	3,200円	2,698円	3,235円
安 値	1,690円	1,894円	1,854円	2,350円
終 値	2,118円	2,004円	2,398円	3,005円
株価収益率	24.9倍	19.9倍	17.5倍	一倍

(注) 1. 平成30年2月期の株価については、平成29年10月27日現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社アスティは野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。